

改正後	現 行
<p>⑯ <u>事業所間連携加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 16 の事業所間連携加算について</u>  <u>は、2 の ( 1 ) の ⑮ の 3 を準用する。</u></p> <p>⑰ <u>保育・教育等移行支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 17 の保育・教育等移行支援加算に</u>  <u>ついては、2 の ( 1 ) の ⑮ の 4 を準用する。</u></p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改</u>  <u>善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 18、19 及び 20 の福祉・介護職員処</u>  <u>遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介</u>  <u>護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の ( 1 ) の ⑯</u>  <u>を準用する。</u></p> <p>第三 <u>児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関す</u>  <u>る基準 (平成24年厚生労働省告示第123号) 別表障害児入所給付費単</u>  <u>位数表 (以下「入所報酬告示」という。)</u>に関する事項</p> <p>(1) <u>福祉型障害児入所施設給付費</u></p> <p>① <u>福祉型障害児入所施設給付費の区分について</u>  福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障  害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② <u>日中活動支援加算の取扱い</u>  入所報酬告示第 1 の 1 の注 4 の<u>日中活動支援加算</u>は、指定福  祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する  <u>職業指導員 (障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる</u>  <u>業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者)に限る。以下</u></p>	<p>第三 <u>児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関す</u>  <u>る基準別表障害児入所給付費単位数表 (平成24年厚生労働省告示第</u>  <u>123号。以下「入所報酬告示」という。)</u>に関する事項</p> <p>(1) <u>福祉型障害児入所施設給付費</u></p> <p>① <u>福祉型障害児入所施設給付費の区分について</u>  福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障  害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② <u>職業指導員加算の取扱い</u>  入所報酬告示第 1 の 1 の注 4 の<u>職業指導員加算</u>は、<u>職業指導</u>  <u>に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専</u>  <u>ら当該施設の職務に従事する職業指導員を 1 名以上配置してい</u>  <u>るものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するこ</u></p>

改正後	現行
<p><u>この②において同じ。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設において、以下の（一）から（四）までに掲げる取組を行った場合に加算するものであること。</u></p> <p><u>（一） 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設における日中活動のプログラムとして、入所する全ての児童を対象とした休日、祝日及び長期休みにおける日中活動計画並びに未就学児及び学卒後の児童を対象とした平日における日中活動計画を1月ごとに作成していること。</u></p> <p><u>（二） 日中活動計画の作成に当たっては、以下の点に留意すること。</u></p> <p><u>ア 日中活動計画は、施設における日ごとの日中活動の内容が確認できるものとし、入所する児童の将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮したものとする。</u></p> <p><u>イ 日中活動の内容を検討するに当たっては、入所する児童の意見を考慮することとし、施設内の活動の他、施設外での活動についても検討すること。</u></p> <p><u>ウ 未就学児を対象とした日中活動計画については、児童発達支援ガイドラインや保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）におけるこどもの活動等の記載を参考に作成すること。</u></p> <p><u>エ 学卒後の児童を対象とした日中活動計画については、当該児童の地域における生活への移行を見据え、就労移行支</u></p>	<p><u>ととしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの（児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合）は加算できないものであること。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	現 行
<p><u>援事業所や生活介護事業所等と連携して作成するよう努めること。</u></p> <p><u>(三) 日中活動計画に基づき、計画的に日中活動を行うこと。日中活動を行う際の障害児の状態を定期的に記録するとともに、記録した内容を従業者に共有すること。</u></p> <p><u>(四) 以下に留意した上、日中活動計画の実施状況の評価及び見直しを行うこと。</u></p> <p><u>ア 日中活動計画の実施状況の評価に当たっては、日中活動の種類ごとに、1月を通した障害児の活動の様子や従業者からの意見を踏まえ、活動内容が障害児の将来の日常生活又は社会生活に資するものであるか、検討すること。</u></p> <p><u>イ アの評価を踏まえ、1月ごとの日中活動計画に反映すること。</u></p> <p>③ 重度障害児支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 重度障害児支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>④ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の(一)から<u>(五)</u>までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者</p>	<p>④ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の(一)から<u>(三)</u>までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者</p>

改正後	現 行
<p><u>(四) 実践研修修了者は、原則として週に3日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(五) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>⑤ 重度重複障害児加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注6の重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算は、<u>障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や中核的人材研修修了者を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定入所支援を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u> <u>なお、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、当該児童に必要な支援を行うための</u></p>	<p>⑤ 重度重複障害児加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注6の重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、<u>対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。</u></p> <p><u>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとして</u></p>

改正後	現行
<p>設備及び職員配置基準等を満たす必要がある。</p> <p><u>また、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙(当該通知中参考1及び2)を参照することとする。</u></p> <p><u>(一) 強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で、支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき指定入所支援を行った場合に加算を算定するものであること。</u></p> <p><u>なお、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても本加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、以下のア及びイに掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>ア 指定入所支援を行う従業者は、基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと</u></p>	<p><u>いるが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</u></p> <p><u>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</u></p> <p><u>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>イ 実践研修修了者は、原則として週に3日以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること</u></p> <p><u>(二) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき、指定入所支援を行った場合に加算を算定するものであること。</u></p> <p><u>なお、(一)と同様に、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、(一)のア及びイに掲げる取組並びに以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>中核的人材研修修了者は、原則として週に1日以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと</u></p> <p><u>(三) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</u></p> <p><u>(四) 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができることとしているが、これは、強度行動障害を有する障害児の入所の初期段階において、標準的な指定入所支援を行うために必要な手厚い支援を評価するものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。</u></p> <p><u>(五) (一) 及び (二) については、入所報酬告示第1の8の3の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。</u></p> <p>⑦ 心理担当職員配置加算の取扱い  入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。  また、入所報酬告示第1の1の注10は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</p> <p>⑧ 看護職員配置加算（I）の取扱い  入所報酬告示第1の1の注11の看護職員配置加算（I）は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p>	<p>(新設)</p> <p>⑦ 心理担当職員配置加算の取扱い  入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。  また、入所報酬告示第1の1の注10は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</p> <p>⑧ 看護職員配置加算（I）の取扱い  入所報酬告示第1の1の注11の看護職員配置加算（I）は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p>

改正後	現行
<p>⑧の2 看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、第二の2（1）の④の3の（五）を準用する。</p> <p>（一） 主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>（二） 主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑧の3 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注13の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の<u>家族等</u>に対する<u>障害児への関わり方に関する助言</u>を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>⑧の2 看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、第二の2（1）の④の3の（五）を準用する。</p> <p>（一） 主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>（二） 主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑧の3 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注13の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の<u>保護者</u>に対する<u>支援方法の指導</u>を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>

改正後	現行
<p>(一) 入所報酬告示第1の1の注13のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を1名以上配置（常勤換算による算定）している場合に算定すること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の1の注13のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 入所報酬告示第1の1の注13のイを算定していないこと。</p> <p>イ 指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>⑧の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注14のソーシャルワーカー配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、以下の（一）から（六）に掲げる業務を専ら行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画</p>	<p>(一) 入所報酬告示第1の1の注13のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を1名以上配置（常勤換算による算定）している場合に算定すること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の1の注13のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 入所報酬告示第1の1の注13のイを算定していないこと。</p> <p>イ 指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>⑧の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注14のソーシャルワーカー配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、以下の（一）から（六）に掲げる業務を専ら行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画</p>

改正後	現行
<p>的に行うこと。</p> <p>また、既にこれらの取組を行っている福祉型障害児入所施設においては、入所児童や保護者との信頼関係の構築の観点から、これまで、施設内でこれらの取組を担当してきた職員が、入所児童や保護者への説明等に係る業務をソーシャルワーカーと協力して行うことも差し支えないものとする。</p> <p>(一) 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。以下⑧の4において同じ。）及び保護者に対する相談援助を行う。</p> <p>(二) 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。</p> <p>(三) 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。</p> <p>(四) 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適応できるよう訓練等の機会を提供する。</p> <p>(五) 支援の継続性を図る観点より、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。</p> <p>(六) 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。</p> <p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算について</p>	<p>的に行うこと。</p> <p>また、既にこれらの取組を行っている福祉型障害児入所施設においては、入所児童や保護者との信頼関係の構築の観点から、これまで、施設内でこれらの取組を担当してきた職員が、入所児童や保護者への説明等に係る業務をソーシャルワーカーと協力して行うことも差し支えないものとする。</p> <p>(一) 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。以下⑧の4において同じ。）及び保護者に対する相談援助を行う。</p> <p>(二) 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。</p> <p>(三) 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。</p> <p>(四) 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適応できるよう訓練等の機会を提供する。</p> <p>(五) 支援の継続性を図る観点より、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。</p> <p>(六) 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。</p> <p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算について</p>

改正後	現行
<p>は、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p> <p>(二) 入院にあつては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、1日につき所定単位数を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあつては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。</p> <p>ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できな</p>	<p>は、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p> <p>(二) 入院にあつては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、1日につき所定単位数を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあつては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。</p> <p>ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できな</p>

改正後	現行
<p>いこと。</p> <p>⑩ 自活訓練加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一) 個人生活指導、(二) 社会生活指導、(三) 職場生活指導、(四) 余暇の利用指導について居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。</p> <p>また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。</p> <p>本加算は、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定することができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を見つつ実施時期を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を実施することができる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校等の3年生のときに、卒業を見据えて180日間集中的に自活訓練を行う。</li> <li>・ 高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に慣れていくために、高校1年生のときに60日、2年生のときに90日及び3年生の</li> </ul>	<p>いこと。</p> <p>⑩ 自活訓練加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一) 個人生活指導、(二) 社会生活指導、(三) 職場生活指導、(四) 余暇の利用指導について居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。</p> <p>また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。</p> <p>本加算は、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定することができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を見つつ実施時期を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を実施することができる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校等の3年生のときに、卒業を見据えて180日間集中的に自活訓練を行う。</li> <li>・ 高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に慣れていくために、高校1年生のときに60日、2年生のときに90日及び3年生の</li> </ul>

改正後	現行
<p>ときに120日行う。</p> <p>なお、18歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合、360日から、18歳までに当該指定福祉型障害児入所施設において算定した日数を減じて算定した日数が算定の上限となる。</p> <p>この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。</p> <p>また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。</p> <p>⑪ 入院時特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の4の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、</p>	<p>ときに120日行う。</p> <p>なお、18歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合、360日から、18歳までに当該指定福祉型障害児入所施設において算定した日数を減じて算定した日数が算定の上限となる。</p> <p>この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。</p> <p>また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。</p> <p>⑪ 入院時特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の4の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、</p>

改正後	現行
<p>1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。</p> <p>また、イが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第二の2の（1）の⑨を準用する。</p> <p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>（一） 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p>	<p>1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。</p> <p>また、イが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第二の2の（1）の⑨を準用する。</p> <p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>（一） 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p>

改正後	現行
<p>なお、令和6年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>エ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p>	<p>なお、令和6年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>エ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p>

改正後	現行
<p><u>⑬の2 家族支援加算の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第1の5の2の家族支援加算については、障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この⑬の2において同じ。）等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定するものであり、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 家族支援加算（I）（個別の相談援助）</u></p> <p><u>ア 入所報酬告示第1の5の2のイについては、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、</u></p> <p><u>（1）は障害児の家族等の居宅を訪問し、</u></p> <p><u>（2）は指定福祉型障害児入所施設において対面により、</u></p> <p><u>（3）はテレビ電話装置等を活用して、</u></p> <p><u>障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、</u></p> <p><u>（1）から（3）全体として1日につき1回および1月につき2回を限度として、算定するものであること。</u></p> <p><u>イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、（1）について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。</u></p> <p><u>ウ 入所報酬告示第1の5の2の（3）の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。</u></p> <p><u>エ 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。</u></p> <p><u>オ 指定福祉型障害児入所施設以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は入所報酬告示第1の5の2のイ(2)を算定すること。</u></p> <p><u>また、本加算は入所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。</u></p> <p><u>カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</u></p> <p><u>(二) 家族支援加算（Ⅱ）（グループの相談援助）</u></p> <p><u>ア 入所報酬告示第1の5の2のロについては、あらかじめ</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、</u></p> <p><u>(1) は指定福祉型障害児入所施設において対面により、</u></p> <p><u>(2) はテレビ電話装置等を活用して、</u></p> <p><u>障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、</u></p> <p><u>(1) 及び(2) 全体として1日につき1回および1月につき2回を限度として、算定するものであること。</u></p> <p><u>イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</u></p> <p><u>ウ 本相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。</u></p> <p><u>エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。</u></p> <p><u>オ 入所報酬告示第1の5の2のロの(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>カ 家族支援加算（Ⅰ）のエ及びカを準用する。</u></p> <p><u>（三） 家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。</u></p> <p>⑬の 3 移行支援関係機関連携加算の取扱い</p> <p><u>入所報酬告示第 1 の 6 の 2 の移行支援関係機関連携加算は、指定福祉型障害児入所施設が障害児の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する移行支援関係機関連携会議（以下この⑬の 3 において単に「会議」という。）を開催し、当該障害児の移行支援に関して連携調整を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、当該障害児が 15 歳未満であっても、移行支援計画の作成が必要と認められる場合は、当該加算の対象として差し支えない。</u></p> <p><u>（一） 会議には、障害児の入所給付決定を行った都道府県等（指定都市を含む。）、移行予定先の（未定の場合には入所給付決定保護者の居住地又は指定福祉型障害児入所施設の所在地の）市町村及び基幹相談支援センター、障害児が所属する教育機関の出席を基本とすること。基幹相談支援センターが障害児の移行予定先や入所給付決定保護者の居住地又は指定福祉型障害児入所施設の所在地の市町村に設置されていない場合は、当該市町村の指定特定相談支援事業所が出席すること。また、これらの参加</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>者のほか、必要に応じて、障害児本人及びその家族、児童相談所、移行予定先の日中活動サービスや居住先施設の関係者、医療機関等との関係者その他の障害児の移行支援に関係する者の参加を求めること。</u></p> <p><u>なお、会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えないが、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。</u></p> <p><u>また、障害児の移行支援に関する関係機関の連携調整を評価する当該加算の主旨を踏まえると、会議は全ての関係者が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、当該欠席する関係機関と事前及び事後に移行支援及び会議に関する情報共有及び連携調整を行うこと。</u></p> <p><u>(二) 会議においては、当該指定福祉型障害児入所施設の児童発達支援管理責任者又はソーシャルワーカーが、入所児童の状況、移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、参加者に対して、専門的な見地からの意見を求め、移行支援計画の作成又は変更その他必要な便宜の提供について検討を行うこと。</u></p> <p><u>会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要旨及び移行支援計画に反映させるべき内容等を記録すること。</u></p> <p><u>(三) 会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成又は見直しを行うこと。作成又は見直しに当たっては、関</u></p>	